

会員様(日本胎教協会 胎教アドバイザー®資格者様)が安心して活動できるための規約です。

日本胎教協会

会員規約

- 序文 -

この規約(以下、本規約)は、日本胎教協会(以下「当協会」)の会員(以下「会員」)に関し、必要事項を定め、また会員の心得・規範を明確にし、会員の地位の安定並びに当協会の安定的な運営の確保を目的とする。

第1章 総則

第1条 (名称)

日本胎教協会

第2条 (主たる事務所)

京都府京都市下京区中堂寺南町 134 (公財) 京都高度技術研究所 8 階 8D10

第2章 目的及び事業

第3条 (目的と設立)

- 胎教からはじめる家族のきずなづくりの支援(社会課題の解決に向けてのサポート活動)
- 子育てを楽しい方向へする支援(子どもを産み育てたいという家庭が増えるためのサポート活動)
- 子どもの夢・志の創造支援(社会性が高い、未来を担う人材を育てる)

第4条 (事業概要)

当協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 胎教アドバイザー®養成講座の開催
- 胎教アドバイザー®資格制度
- 胎教アドバイザー®子育て支援事業
- 胎教に関する研究開発

第3章 会員

第5条 (入会の資格)

資格者登録申請(兼 入会申込書)お手続きが完了した「胎教アドバイザー®」有資格者

第6条 (入会の方法)

本規約に同意した上で「胎教アドバイザー®登録申請書または更新申請書 兼 入会申込書」を日本胎教協会に提出後、資格者証(兼 会員証)の発行を経て入会が完了する。

第7条 (権利と義務)

正会員は、日本胎教協会認定 胎教アドバイザー®として、協会を得て通じた胎教に関する業務をはじめ、会員同士の連携を活かし、研鑽、研究をし、それぞれの活動場所、グループなどで活動、発表を行うものとする。

第8条 (入会金及び会費)

- 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 資格者登録申請時に定められた資格者登録申請費用の一部を会員費として徴収する。

第9条 (会員資格の喪失)

次の場合、会員資格を失う。

- 退会届の提出をした時
- 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 継続して会費を滞納したとき
- 除名された時

第10条 (退会)

- 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- 退会後は、協会を得て通じた業務や行為は一切行わないものとする。

第11条 (除名)

- 本規約、別に定める胎教アドバイザー®倫理綱領に違反し、または協会の名誉を傷つけるなど秩序を乱し、あるいは会員に著しく迷惑を及ぼした場合に理事会が相当と決定したとき。
- 本条により資格を失った会員は永久に復会を認めない。

第12条 (拠出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第13条 (遵守)

日本胎教協会 胎教アドバイザー®がめざす明るい社会、当協会の「よい胎教で、幸せな家庭、明るい社会」を広げ、正しく胎教の知識が広がることに努め、胎教アドバイザー®の地位、立場を守るためにも、別に定める胎教アドバイザー®倫理綱領を遵守しなければならない。

会員様(日本胎教協会 胎教アドバイザー®資格者様)が安心して活動できるための規約です。

第4章 役員及び職員

第13条 (役員)

1. 当協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以内 山村尊子(代表理事)、他4名
- (2) 監事 3名以内 嶋末貢(税理士)、他2名
- (3) 特別顧問 3名 池川明(産婦人科医 池川クリニック院長)、他2名

2. 理事長をもって代表理事とし、理事をもって業務執行理事とする。

それぞれ研修担当理事、支部活動担当理事、調査研究担当理事、政策提言担当理事を分担する。
代表理事をのぞく理事のうち2名は、別に定める支部長が選任されるものとする。

第14条 (選任)

1. 理事及び幹事は、自薦または会員相互の推薦により役員会の合意を得て承認する。
2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第15条 (任務)

1. 協会の発展のため互いに協力し責任をもち、目的遂行に必要な次の事項を処理しなければならない。
2. 代表理事は協会を代表し、その業務を総理する。
3. 理事は、協会の業務について、協会を代表しない。
4. 理事は、代表理事を補佐し、代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって任務を代行する。
5. 理事は、業務を分担する。
6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 協会の業務及び会計を監査する。
 - (2) 協会の財産の状況を監査し、代表理事、理事に意見を述べること。

第16条 (任期)

役員任期は2年とする。

第17条 (辞任)

役員は事由があるときは、代表理事の承認により辞任することができる。

第18条 (特別顧問)

1. 特別顧問は協会の業務に対して専門的なアドバイスを行う。
2. 契約内容および任期は役員会議によって定めるものとする。

第19条 (職員)

1. 協会に、事務局長その他の職員を置く。
2. 職員は代表理事が任免する。

第5章 会議

第20条 (臨時役員会議)

臨時幹部会は代表理事が必要と認めたととき、または会員の4分の1以上の要求がある時に開催し、代表理事が招集する。

第21条 (決議と承認)

役員会議の決議と承認は出席した会員の過半数により議決する。

第22条 (議長)

議長は会長または任命された会員が務める。

第6章 会計

第23条 (経費)

経費は会員の会費、その他により賄う。

第24条 (会計年度)

会計年度は1月1日より始まり、その年の12月31日をもって終わる。

第7章 トラブルと禁止

第25条 (トラブルの責任)

協会に起因する場合を除き、いかなるトラブルに関しても協会は一切関知せず、いかなる責任も負わないものとする。

第26条 (禁止)

1. 当協会の関係者等に対して、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘、宗教・政治団体への勧誘、及び活動は禁止とする。

第8章 その他

第27条 (団体名の変更)

この団体の名称は、平成29年7月1日をもって下記のように変更する。

旧) 胎教協会 → 新) 日本胎教協会

第28条 (施工)

1. 本規約は、平成23年2月3日より施行する。
平成30年4月27日 一部改正
2. 本規約は、会員が安心して活動できることを目的に予告なく変更する場合がある。この場合、変更前の規約に基づいて会員登録した場合も変更後の規約に拘束されるものとする。